

1. 意見聴取対象の方

- ・患者等団体
- ・障害者団体
- ・高齢者等関係団体
- ・事業者団体

※ 打診して応じていただけた団体と実施。なお、旅館業法改正案の検討を行った「旅館業法の見直しに係る検討会」においては、26団体が対象。

2. 主な意見聴取内容

- ・ 資料4(P2)の「本検討会における検討事項(個別論点)」

3. 意見聴取の実施方法

- ・ 検討会の下にワーキンググループを設置し、本検討会の構成員を3つのワーキンググループに分けて、意見聴取を行うこととしてはどうか。ワーキンググループの主査は、本検討会の構成員から選出することとする。

※ ワーキンググループの構成及び主査は、座長一任とする。

※ 各ワーキンググループの意見聴取対象者は、座長一任とする。なお、本検討会の構成員が他のワーキンググループの意見聴取への参加を希望する場合、その参加を認めることとする。

- ・ ワーキンググループは、公開とし、会議資料及び議事録も、後日厚生労働省ホームページで公開する。
- ・ 意見聴取対象者からの説明及び構成員との質疑応答を実施する。
 - ※ 説明及び質疑応答の時間は、意見聴取団体数に応じて設定。

- ・ 第2回検討会において、各ワーキンググループの意見聴取内容を全構成員で共有する。